

# 高知大学医学部附属病院医療安全管理部規則

平成16年4月1日  
規則第242号

最終改正 令和7年4月9日規則第3号

## (趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年4月1日施行）第8条の2第6項の規定に基づき、医療安全管理部の運営等に関し必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 医療安全管理部は、病院における医療事故の防止及び対策並びに医療の安全性の向上に関し、調査、分析及び連絡調整等を行うことを目的とする。

## (業務)

第3条 医療安全管理部においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 安全管理のための指針の整備及び情報収集に関すること。
- (2) 重要な検討内容について、患者への対応状況を含め病院長へ報告すること。
- (3) 重大な問題が発生した場合は、速やかに発生の原因を分析し、改善策の立案及び実施並びに職員への周知を図ること。
- (4) 医療事故の防止及び対策に係る調査・分析に関すること。
- (5) 改善策を立案すること。
- (6) 改善策の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行うこと。
- (7) 安全管理に関する教育・研修に関すること。
- (8) 安全管理に関する連絡調整に関すること。
- (9) 高知大学医学部附属病院医療安全管理委員会の事務に関すること。
- (10) 高難度新規医療技術等を用いた医療の提供に関すること。
- (11) 未承認新規医薬品等を用いた医療の提供に関すること。
- (12) その他安全管理に関すること。

## (組織)

第4条 医療安全管理部は、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 医療安全管理部長（以下「部長」という。）
- (2) 医療安全管理副部長（以下「副部長」という。）
- (3) 医薬品安全管理責任者

- (4) 医療機器安全管理責任者
- (5) 専任リスクマネジャー（医師）
- (6) 専任リスクマネジャー（看護師）
- (7) 専任リスクマネジャー（薬剤師）
- (8) 内科系医師 1人
- (9) 外科系医師 1人
- (10) 薬剤部職員 1人
- (11) 看護部職員 1人
- (12) 医療技術部臨床検査部門職員 1人
- (13) 医療技術部放射線部門職員 1人
- (14) 医療技術部臨床工学部門職員 1人
- (15) 医学情報センター職員 1人
- (16) 医療支援課職員
- (17) その他医療安全管理部長が必要と認めた者

2 前項に掲げる第8号から第15号まで及び第17号の職員は、病院長が委嘱する。

（運営）

第5条 専任リスクマネジャーは、病院長及び医療安全管理部長から委譲された権限に基づき、第3条の業務を処理するとともに、部長及び副部長を補佐する。

2 その他の職員は、部長、副部長及び専任リスクマネジャーを補佐し、医療安全管理部の業務に従事する。

（医療安全リンクスタッフ）

第6条 第4条第1項に掲げる者のほか、医療安全管理部に、医療安全リンクスタッフとして部長、副部長及び専任リスクマネジャーを補佐し、各部署での安全対策の徹底や医療現場からの予防方策の提案を行うリスクマネジャー（以下「部署リスクマネジャー」という。）を置く。

2 部署リスクマネジャーは、各部署の職員のうちから部長が委嘱する。

3 部署リスクマネジャーの任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第7条 医療安全管理部に、病院における医療事故の防止及び対策並びに医療の安全性の

向上のために、リスクマネジメント担当者会議及び高難度新規医療技術審査委員会を置く。

- 2 前項のリスクマネジメント担当者会議及び高難度新規医療技術審査委員会については、別に定める。

(部門)

第8条 医療安全管理部に、第3条第10号及び第11号に係る業務を行う部門を置く。

- 2 前項の部門については、別に定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、医療安全管理部に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年5月26日から施行し、平成16年5月11日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年12月14日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月10日から施行する。

附 則 (平成19年6月12日規則第14号)

この規則は、平成19年6月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年4月1日規則第21号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月13日規則第2号)

この規則は、平成22年4月13日から施行する。

附 則 (平成23年3月8日規則第84号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 7 日規則第 57 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 8 日規則第 123 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 14 日規則第 88 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 17 日規則第 3 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 17 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 20 日規則第 37 号）

この規則は、令和元年 11 月 20 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 18 日規則第 21 号）

この規則は、令和 6 年 7 月 18 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 9 日規則第 3 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 9 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。